

「岩美町合併処理浄化槽維持管理組合」 加入のご案内



浄化槽は、水洗便所や風呂・台所などの生活排水をきれいに川などへ放流するための施設です。自然環境保全のためにも、浄化槽設置者には保守点検・清掃・法定検査の受検など、適正な管理を行う義務があります。

当組合では、浄化槽をお使いの皆様によって、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査に関する業者との契約及び業務の実施など、組合員皆様の浄化槽の維持管理を行っています。

浄化槽設置者の皆様は当組合にご加入いただきますようお願いいたします。

※組合への加入には、加入金5千円（初回のみ）のほか、浄化槽の規模（人槽）に応じた組合費をご負担いただきます。

＜組合加入のメリット＞

- ① 維持管理業者との契約や法定検査の申し込みなどを代行して行います。
- ② 浄化槽の修繕（ブロワの修理など）の費用を、15,000円を上限として組合が負担する制度があります。

合併浄化槽の規模	組合費（年額） （保守点検、清掃、 汚泥収集運搬、 法定検査費用等）
5人槽	35,950円
6人槽	37,450円
7人槽H12. 3月以前設置	39,450円
7人槽H12. 4月以降設置	40,950円
8人槽	42,450円
10人槽H12. 3月以前設置	45,950円
10人槽H12. 4月以降設置	48,950円
14人槽	53,550円
18人槽	65,850円
30人槽	104,600円



岩美町ふるさと就職支援制度 のご案内



新規高卒者等の地元への就職を促進するため、正規雇用した中小企業の事業主に補助金を支給します。

●どんな人を雇い入れると補助金が支給されるか

高等学校等を卒業した岩美町に住所を有する者を正規雇用する場合

※「学校教育法」に規定する高等学校若しくは特別支援学校（高等部）を卒業した者

●補助金の支給対象

新規高卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主

※「中小企業基本法」第2条に規定する事業主

※町内に事務所、店舗または工場を有している事業主

※雇用保険の適用事業主

※国・県から類似の補助金等を受けていない事業主

※町税・公共料金を完納している事業主



●補助金の支給額

正規雇用での雇い入れから6ヶ月経過後に、対象者1人につき月額10万を支給

問い合わせ先 商工観光課 ☎73-1416